

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 178 回

「子供の日」の日経記事によれば、4 月 1 日現在の子供（15 歳未満）の数は昨年より 18 万人少ない 1,747 万人となり、25 年連続で減少しており、また総人口による割合も 13.7%と 32 年連続で過去最低を更新しています。

まさに「危機的」状況ですね。

この状況は当然、経済にも政治にも影響してきます。国民一人一人がどうすべきかを考えていかなければなりませんね！！

ところで、中小企業でもコンプライアンス（法令遵守）経営が必要となってきました。中小企業だから少しは法律違反していてもいいという時代はもう過ぎ去りました。

コンプライアンスの精神は「騙さない」「偽らない」「手を抜かない」ことです。

この精神は最終的には「信頼性」を増し、結果的に売上の拡大につながります。

また、企業風土を高め、従業員のモラルを高め、最終的には予防コストや、クレーム対応コストの減少につながります。



そのためには経営者自らが、自らの態度を反省し、コンプライアンスを守っていく方針を、しっかりお得意先や従業員の皆さんに示すことですね。

今月のひとこと

業務の棚卸しをしよう！！

前田の《今人生を語る》第 85 回 めざめよ日本人 ⑥

我々は「日本」に自信を持っているのでしょうか、「生き方」に誇りを持っているのでしょうか、子供に「信念」を伝えられるのでしょうか。

イギリスが、いわゆるイギリス病を克服したと同じように、犯罪の増加、福祉依存、家族の崩壊、無責任体質、という現代の日本病を克服するには、もう一度、自立、家族の価値観といった伝統的価値観を我々国民の間に復活させることが必要かと思えます。



そのためには、しっかりした思想教育、歴史教育が必要ですね！！



我々も、しっかり勉強していきましょう。

5,000 円以下飲食費の損金算入制度

平成 18 年度の措置法の改正で、交際費等の損金不算入制度に「一人当たり 5,000 円以下の飲食費等」を交際費等から除外できる措置が設けられました。

具体的には

- ・ 平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の法人が支出する
- ・ 対外的な（社外の）者への飲食等の接待に要する費用で
- ・ 一人当たりの金額が 5,000 円以下

のものです。

この損金算入の適用を受けるためには、一定の書類の保存が必要となり、その書類に記載されるべき内容とは

- ① 当該飲食等のあった年月日
- ② 当該飲食等に参加した得意先等の氏名、名称、関係
- ③ " " 者の数
- ④ 費用の金額、飲食店等の名称及び所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

と規定されています。

①と④については領収書等で確認できますが、②と③については一定のルールを設けるなどして別に記録を残しておく必要があります。

注 1) 飲食等の際の贈答品はダメ

注 2) ゴルフ接待の場合、飲食費だけを抜き出すのはダメ

注 3) 会議費、福利厚生費等は従来どおりです

「公示制度の廃止」

平成 18 年の税制改正で、所得税の高額納税者公示（長者番付）をはじめとした各種（相続税、贈与税、法人税）の公示制度が廃止されました。

60 年間近く導入されたこの制度の当初の目的は「高額所得者の所得金額を、公示することにより、第三者のチェックによる脱税牽制効果を狙う」ことでした。

しかし、公示対象者の情報が悪用されるケースがあることや、公示逃れ問題及び個人情報保護法の施行などもあり、平成 18 年 4 月 1 日以後廃止されました。

鳥居 功一